

第2章 計画の基本的事項

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、本市における、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定します。

国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示）（以下「国の基本方針」といいます。）は、10年後に、東海、東南海・南海地震における死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%を、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標としていました。また、「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築耐震プラン2015―」においても、平成27年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を90%にすることを目標としていました。

しかし、国の「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において、「平成32年度までに耐震化率を95%にすることが決定され、また、国の「日本再生戦略」（平成24年7月閣議決定）において、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づき、災害に強い国土・地域づくりを推進することの必要性が示され、「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン2020―」でも、同様の考え方で計画期間や住宅の耐震化の目標等の見直しが行われました。

本計画の改訂においては、このような国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、本市において想定される地震の規模・被害状況等及び市内の耐震化の現状及び関連計画における減災目標を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めます。

2-1 対象となる区域、計画期間、対象建築物

1. 対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成25年度から平成32年度までの8年間とし、耐震化の目標の設定とその取組みを行っていきます。

3. 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。とりわけ、昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震性のない^{※1}特定既存耐震不適格建築物等^{※2}を対象とします。

また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していきます。

対象建築物

| 区 分 | 内 容 | |
|----------------|---|----------|
| ①既存耐震不適格建築物 | 法 ^{※3} 第16条に示される建築物で、耐震関係規定に適合しない全ての住宅・建築物 | |
| ②特定既存耐震不適格建築物 | 法 ^{※3} 第14条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項(既存不適格)に該当する建築物 | |
| (1)第1号 | 多数の者が利用する建築物 | ⇒8ページ参照 |
| (2)第2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | ⇒9ページ参照 |
| (3)第3号 | その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存不適格建築物 | ⇒10ページ参照 |
| ③要緊急安全確認大規模建築物 | 法 ^{※3} 附則第3条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物 | |
| (1)第1項第1号 | 不特定多数の者が利用する建築物 | ⇒35ページ参照 |
| (2)第1項第2号 | 避難弱者が主として利用する建築物 | |
| (3)第1項第3号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | |
| ④要安全確認計画記載建築物 | 法 ^{※3} 第7条に示される建築物で、(1)～(3)に示す建築物 | |
| (1)第1号 | 都道府県耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物 | |
| (2)第2号 | その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) | |
| (3)第3号 | その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、②(1)に掲げる建築物であるものを除く。) | |

※1 耐震性のない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

※2 特定既存耐震不適格建築物等とは、特定既存不適格建築物と要安全確認計画記載建築物をいう。

※3 耐震改修促進法

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下の用途及び規模とします。

多数の者が利用する建築物

| ※1 法 | 政令 第6条第2項 | 用 途 | 規 模 | |
|---|---|---|-------------------------------|-----------------------------------|
| 第14条第1号 | 第1号 | 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 | |
| | 第2号 | 小学校等 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。) |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの | | |
| | 第3号 | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設 | | 階数2以上かつ1,000㎡以上 |
| | | 学校 | 第2号以外の学校 | |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| | 病院、診療所 | | | |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | |
| | 集会場、公会堂 | | | |
| | 展示場 | | | |
| | 卸売市場 | | | |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗 | | | |
| | ホテル、旅館 | | | |
| | 賃貸住宅※2（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 | | | |
| | 事務所 | | | |
| | 博物館、美術館、図書館 | | | |
| | 遊技場 | | | |
| | 公衆浴場 | | | |
| | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | | |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | |
| 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。） | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 第4号 | 体育館（一般公共の用に供されるもの） | | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | |

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

| ※1 法 | 政令 第7条 第2項 | 危険物の種類 | | 数 量 |
|---------|---|---------------------------------------|---|---|
| 第14条第2号 | 第1号 | 火薬類 | 火薬 | 10トン |
| | | | 爆薬 | 5トン |
| | | | 工業雷管若しくは電気雷管 又は信号雷管 | 50万個 |
| | | | 銃用雷管 | 500万個 |
| | | | 実包若しくは空包、信管若 しくは火管又は電気導火線 | 5万個 |
| | | | 導爆線又は導火線 | 500キロメートル |
| | | | 信号炎管若しくは信号火箭 又は煙火 | 2トン |
| | | | その他火薬又は爆薬を使用 した火工品 | 当該火工品の原料となる火薬又は爆 薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬 に定める数量 |
| | 第2号 | 石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物 (石油類を除く。) | 危険物の規制に関する政令別表第3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲 げる品名及び性質の欄に掲げる性状 に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄 に定める数量の10倍の数量 | |
| | 第3号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備 考第6号に規定する可燃性固体類 | 30トン | |
| 第4号 | 危険物の規制に関する政令別表第4備 考第8号に規定する可燃性液体類 | 20立方メートル | | |
| 第5号 | マッチ | 300マッチトン※2 | | |
| 第6号 | 可燃性ガス(第7号、第8号に掲げる ものを除く。) | 2万立方メートル | | |
| 第7号 | 圧縮ガス | 20万立方メートル | | |
| 第8号 | 液化ガス | 2,000トン | | |
| 第9号 | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規 定する毒物(液体又は気体のものに限 る。) | 20トン | | |
| 第10号 | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規 定する劇物(液体又は気体のものに限 る。) | 200トン | | |

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

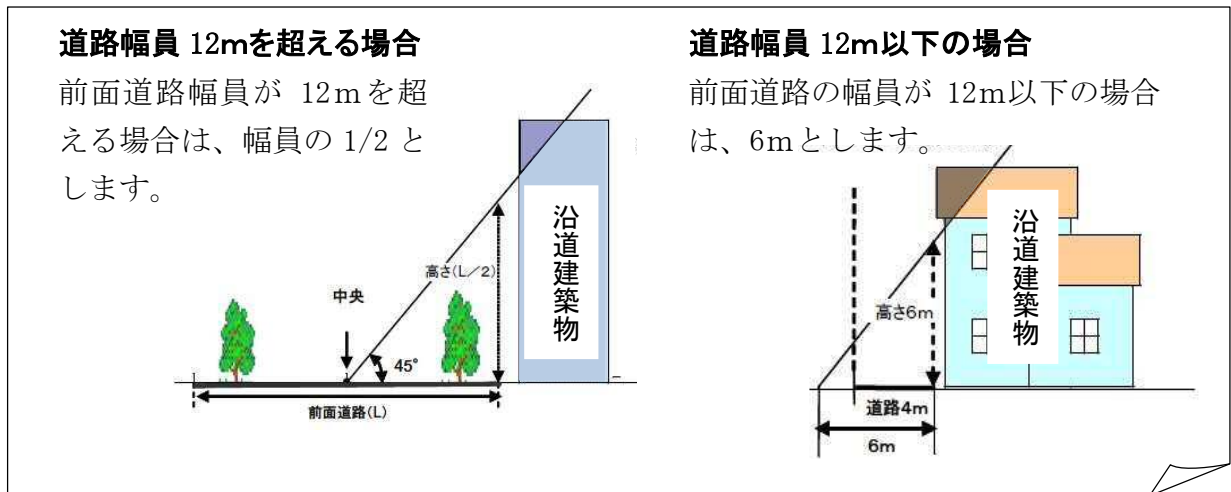
(3) 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

① 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（政令第4条）

< 通行障害建築物の要件 >



② 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第2号）

③ 対象道路

1. 耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路
36ページに示す道路
2. 耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき定める道路
愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路のうち、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき定める道路（36ページ参照）以外の道路
3. 耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路

2-2 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下「新耐震建築物」といいます。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下「新耐震以前建築物」といいます。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く耐震性に疑問があるとされています。

(1) 住宅の耐震化の状況

本市内における住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅総数137,740戸のうち、耐震性があると判断されるものは、100,280戸となっており、72.8%の住宅で耐震性があると推計されています。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が37,460戸存在することから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

| | | 住 宅 | | | | | | |
|-----|------|---------|--------------|---------|-----------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| | | (a) | 新耐震住宅 (b) | 新耐震以前住宅 | | 耐震性がある住宅 (b+c) | 耐震化率 ((b+c)/a) | |
| | | | | (c+d) | 耐震性があるもの (c) | | | 耐震性がないもの (d) |
| 木 造 | 当初計画 | 88,050 | 41,800 | 46,250 | 6,940 | 39,310 | 48,740 | 55% |
| | 現状 | 91,260 | 48,390 | 42,870 | 7,540 | 35,330 | 55,930 | 61% |
| 非木造 | 当初計画 | 42,510 | 33,260 | 9,250 | 7,030 | 2,220 | 40,290 | 95% |
| | 現状 | 46,480 | 37,550 | 8,930 | 6,800 | 2,130 | 44,350 | 95% |
| 計 | 当初計画 | 130,560 | 75,060 | 55,500 | 13,970 | 41,530 | 89,030 | 68% |
| | 現状 | 137,740 | 85,940 | 51,800 | 14,340 | 37,460 | 100,280 | 73% |

※1 「当初計画」は平成19年1月時点の値

「現状」は当初計画の戸数に、固定資産課税台帳に基づく2時点（平成19年1月と平成24年1月）間の住宅件数の増加率を乗じること等により算定

※2 新耐震以前住宅の「耐震性があるもの」の推計について 木造住宅：17.6% 非木造住宅：76.15%

（平成19年度計画の耐震性率 木造15%、非木造76%による耐震性のない住宅数を算出し、これに平成10年から平成20年の住宅土地統計調査による統計的な改修のすう勢を考慮して算出した。）

(2) 建築物の耐震化の状況

①多数の者が利用する建築物

本市における、平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第1号に規定する用途の建築物の耐震化の現状（新耐震建築物を含む、平成24年時点）は、耐震化率（それぞれの対象となる建築物の合計に対し、新耐震建築物及び新耐震以前建築物のうち地震に対する安全性が確保されている建築物の割合）が84%であり、耐震性が確認されていない建築物の棟数は180棟となっています。

多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

| 平成25年改正前の 法第6条第1号建築物 | | 公共建築物 | | 民間建築物 | 合計 |
|-------------------------|------|-------|--------|-------|------|
| | | | うち市有施設 | | |
| 新耐震建築物(b) | 当初計画 | 153 | 117 | 421 | 574 |
| | 現状 | 168 | 122 | 533 | 701 |
| 新耐震以前建築物 | 当初計画 | 294 | 202 | 137 | 431 |
| | 現状 | 286 | 195 | 129 | 415 |
| 耐震性あり(c) | 当初計画 | 135 | 87 | 2 | 137 |
| | 現状 | 232 | 172 | 3 | 235 |
| 耐震性なし | 当初計画 | 159 | 115 | 135 | 294 |
| | 現状 | 54 | 23 | 126 | 180 |
| 合計(a) | 当初計画 | 447 | 319 | 558 | 1005 |
| | 現状 | 454 | 317 | 662 | 1116 |
| 耐震化率((b+c)/a) | 当初計画 | 64% | 64% | 76% | 71% |
| | 現状 | 88% | 93% | 81% | 84% |

※1 「当初計画」は平成18年8月時点の値(データの一部を修正)

「現状」は、公共建築物は平成24年10月時点の値、民間建築物は平成24年1月時点の値

※2 新耐震建築物の「現状」は平成24年1月時点の値

②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第2号に規定する建築物の状況は以下のとおりです。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

| 平成25年改正前の 法第6条第2号建築物 | | 対象建築物 | | |
|-------------------------|------|-------|--------|----------|
| | | | 新耐震建築物 | 新耐震以前建築物 |
| 危険物貯蔵 ・処理施設 | 当初計画 | 5 | 3 | 2 |
| | 現状 | 3 | 3 | 0 |

※ 新耐震建築物の「現状」は平成24年1月時点の値

③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物の状況は以下のとおりです。

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

| 平成25年改正前の 法第6条第3号建築物 | | 対象建築物 | | |
|------------------------------|------|-------|--------|--------------|
| | | | 新耐震建築物 | 新耐震以前 建築物 |
| 第1次・第2次 緊急輸送道路沿道 (県指定) | 当初計画 | 403 | 195 | 208 |
| | 現状 | 388 | 195 | 193 |
| 市指定緊急輸送 道路沿道 | 当初計画 | 704 | 294 | 410 |
| | 現状 | 688 | 294 | 394 |

※1 「現状」については、平成18年8月時点の値から滅失数を除いた値

※2 新耐震以前建築物には県指定 不明5棟、市指定 不明98棟を含む

・建築年、面積、構造等不明なもの

・平成19年度以降一部滅失しているが同一敷地内に依然新耐震以前建築物が残存しているもの
(閉塞する可能性があるかどうかは不明)

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の調査方法について

この対象建築物(詳細は10ページ参照)は、「当初計画」については、航空写真を利用し、写真測量の手法を用いて抽出しました。その際利用した航空写真の撮影年月は平成16年10月～11月です。また、新耐震以前建築物の抽出は、課税台帳を基本に行い、現地調査で補足しました。

「現状」については、「当初計画」を基本に、課税台帳から平成18年8月～平成24年1月に滅失した建物を除いた値です。

2. 耐震化の目標設定の考え方

国の基本方針及び「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン2020－」の主旨を踏まえ、住宅については耐震化率の目標を定めます。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対しては、減災化を促進します。

また、建築物は多数の者が利用する特定建築物について耐震化率の目標を定めます。その際すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

3. 住宅の目標

住宅については、平成32年度までの耐震化の目標を95%とします。

なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。

住宅の目標

(単位:戸)

| | H24の住宅件数 | H32の住宅総数 (*1推計) | H24の耐震化率 | 耐震化の目標 | 耐震性を有する住宅件数の目標 |
|-----|----------|--------------------|----------|--------|----------------|
| 木造 | 91,260 | 95,770 | 61.3% | 約93% | 89,030 |
| 非木造 | 46,480 | 48,770 | 95.4% | 約99% | 48,280 |
| 計 | 137,740 | 144,540 | 72.8% | 95% | 137,310 |

| | 平成32年度までに耐震性を有する住宅件数の目標 | | | |
|-----|-------------------------|-----------------------|-----------|--|
| | 現況で耐震性を有する住宅数 | *2 施策を講じなくても耐震化される住宅数 | 施策を要する住宅数 | |
| 木造 | 89,030 | 55,930 | 17,630 | |
| 非木造 | 48,280 | 44,350 | 2,870 | |
| 計 | 137,310 | 100,280 | 20,500 | |

※1 H32年の住宅数の推計方法

- ①推計人口よりH32年度値を利用
- ②H24年の住宅数/世帯数の割合により、H32の住宅数を推計
- ③H24年の木造・非木造割合より按分

※2 施策を講じなくても耐震化される住宅数

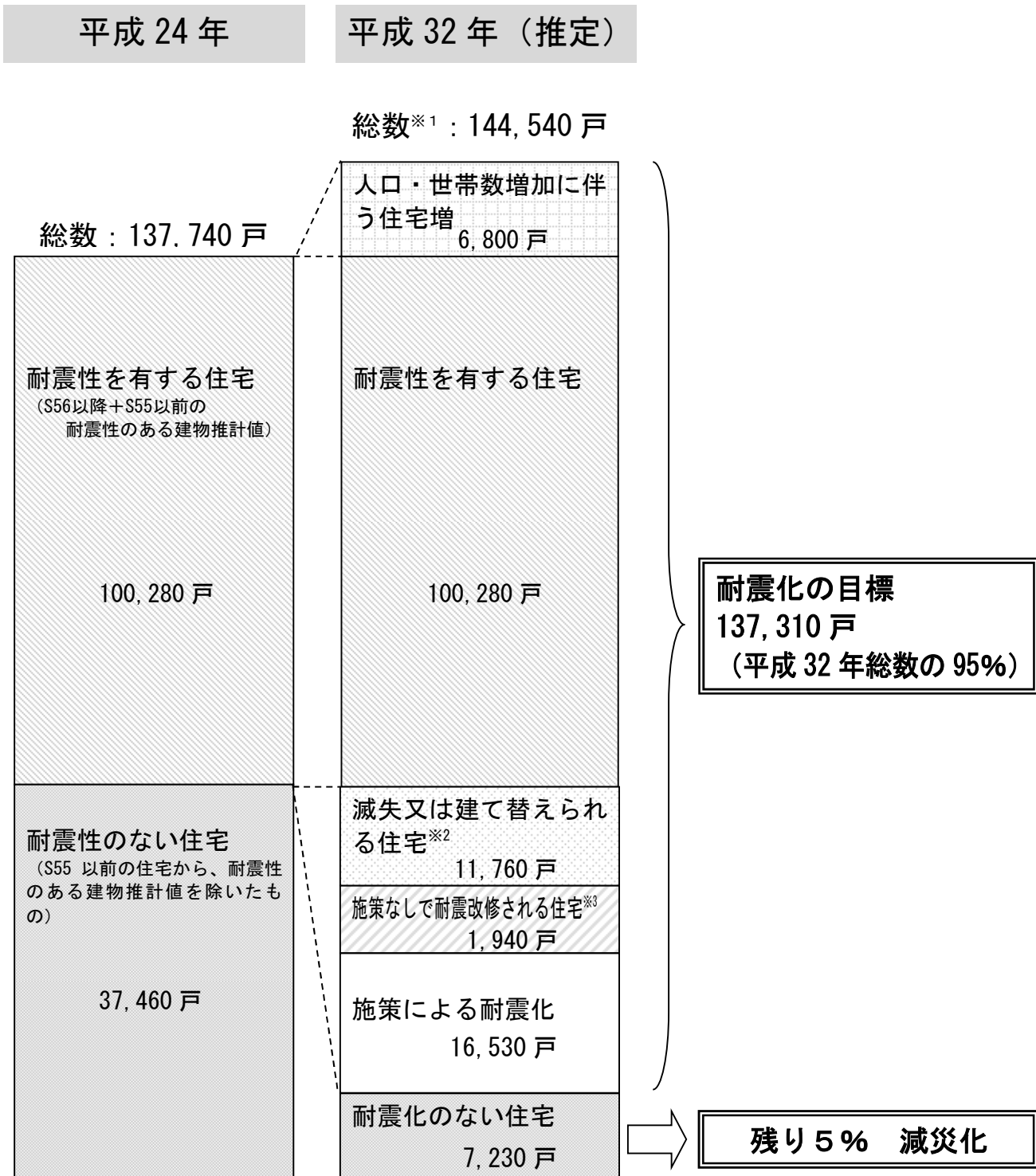
- ①H24年からH32年に増加する住宅数は、新耐震建築物であるため耐震性がある。
- ②H15年とH20年の住宅土地統計調査(一宮市データ)より、滅失される割合を算出し、滅失住宅数を推計(滅失住宅は、建替え、新築に置き換える)
- ③H20年の住宅統計調査(一宮市データ)より、自主的に耐震改修を行い、耐震化される割合を算出し、その住宅数を推計

| |
|-------|
| 6,800 |
|-------|

| |
|--------|
| 11,760 |
|--------|

| |
|-------|
| 1,940 |
|-------|

耐震性確保の変化



※1 将来住宅数は、1世帯当たり世帯構成人員の傾向からH32将来世帯数146,000世帯を推計し、H24の世帯数と住宅数の比から、算出した。

※2 年間の滅失割合を住宅土地統計調査から算出し、耐震性のない住宅に適用
木造 : 19.10%/5年、非木造 : 15.32%/5年

※3 年間の耐震改修実施割合を住宅土地統計調査から算出し、耐震性のない住宅に適用
木造 : 6.02%/10年、非木造 : 1.22%/10年

4. 住宅の減災化

地震災害時には、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要です。そこで、住宅の施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策を位置付けて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく「ゼロ」にすることを目的とします。「住宅倒壊から人命を守る！」を目標とし施策に取り組みます。

住宅倒壊から人命を守る！

※減災化施策の定義

「住宅が損傷したとしても、人命は守る取り組み」

5. 建築物の目標

(1) 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物（平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第1号に規定する建築物）については、平成32年度までに耐震化率を95%とすることを目標とします。

また、用途分類毎の耐震化の目標は次ページに示すとおりです。

特に、災害応急対策活動に必要な施設のうち、災害応急対策の指揮や情報伝達等をする施設や地域防災計画に救護施設や避難場所として位置づけられた建築物については優先的な耐震化を図ります。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場（平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第2号に規定する建築物）については、耐震性の無い建築物は0棟になりました。

(3) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（平成25年改正前の耐震改修促進法第6条第3号に規定する建築物）についても、平成32年度までに耐震化率を95%とすることを目標とします。

耐震性の有無を把握しつつ、耐震性の低い建築物から優先に耐震化を図ります。

(4) その他の建築物の目標

その他の建築物についても、積極的に耐震化を図ります。

多数の者が利用する建築物の目標

| 分類 | | 平成19年度現在 耐震化率 | | | 平成24年度現在 耐震化率 | | | 平成32年度目標 耐震化率 | | | |
|---|---|---|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 公共 建築物 | 民間 建築物 | 全体 | 公共 建築物 | 民間 建築物 | 全体 | 公共 建築物 | 民間 建築物 | 全体 | |
| ① 災害 応急 対策 活動 に 必要 な 公 共 及 び 民 間 施 設 | 災害応急対策の指揮、情報伝達 などをする建築物(庁舎、警察署、 消防署、保健所等) | 60% | - | 60% | 77% | - | 77% | 100% | - | 100% | |
| | | 9/15 | 0/0 | 9/15 | 10/13 | 0/0 | 10/13 | 13/13 | 0/0 | 13/13 | |
| | 地域防 災計 画有 り | 救護建築物 (災害拠点病院、救急病 院、救急診療所) | 63% | 60% | 61% | 100% | 62% | 74% | 100% | 85% | 89% |
| | | | 5/8 | 6/10 | 11/18 | 6/6 | 8/13 | 14/19 | 6/6 | 11/13 | 17/19 |
| | 地域防 災計 画有 り | 避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、集 会所、公会堂、老人福祉セ ンター、体育館等) | 85% | 100% | 86% | 92% | 100% | 92% | 100% | 100% | 100% |
| | | | 57/67 | 2/2 | 59/69 | 67/73 | 2/2 | 69/75 | 73/73 | 2/2 | 75/75 |
| | 地域防 災計 画無 し | 災害時要援護者のための建 築物(老人福祉センター、児 童厚生施設、身体障害者福 祉施設等) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| | | | 7/7 | 15/15 | 22/22 | 7/7 | 38/38 | 45/45 | 7/7 | 38/38 | 45/45 |
| | | 避難所指定のない教育建 築物 (学校、幼稚園、保育所) | 49% | 50% | 49% | 89% | 86% | 89% | 100% | 93% | 100% |
| | | | 103/211 | 5/10 | 108/221 | 184/206 | 12/14 | 196/220 | 206/206 | 13/14 | 219/220 |
| 救護建築物 (救急病院、救急診療所) | - | 77% | 77% | - | 77% | 77% | - | 88% | 88% | | |
| | 0/0 | 20/26 | 20/26 | 0/0 | 20/26 | 20/26 | 0/0 | 23/26 | 23/26 | | |
| ② ① 以 外 の 公 共 施 設 | 公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育 館、集会所、公会堂等) | 50% | - | 50% | 59% | - | 59% | 100% | - | 100% | |
| | | 10/20 | 0/0 | 10/20 | 10/17 | 0/0 | 10/17 | 17/17 | 0/0 | 17/17 | |
| | 上記以外の公共建築物 (公営住宅を除く) | 50% | - | 50% | 64% | - | 64% | 100% | - | 100% | |
| | | 6/12 | 0/0 | 6/12 | 9/14 | 0/0 | 9/14 | 14/14 | 0/0 | 14/14 | |
| | 公営住宅 | 85% | - | 85% | 91% | - | 91% | 100% | - | 100% | |
| | | 91/107 | 0/0 | 91/107 | 107/118 | 0/0 | 107/118 | 118/118 | 0/0 | 118/118 | |
| ③ ① 施 設 外 の 民 間 | 民間建築物(劇場、映画館、 百貨店、ホテル、飲食店等) | - | 79% | 79% | - | 82% | 82% | - | 92% | 92% | |
| | | 0/0 | 183/233 | 183/233 | 0/0 | 206/250 | 206/250 | 0/0 | 231/250 | 231/250 | |
| | 賃貸共同住宅 | - | 73% | 73% | - | 78% | 78% | - | 90% | 90% | |
| | | 0/0 | 192/262 | 192/262 | 0/0 | 250/319 | 250/319 | 0/0 | 288/319 | 288/319 | |
| 合 計 | | 64% | 76% | 71% | 88% | 81% | 84% | 100% | 92% | 95% | |
| | | 288/447 | 423/558 | 711/1005 | 400/454 | 536/662 | 936/1116 | 454/454 | 606/662 | 1060/1116 | |

上段:耐震化率

下段:多数が利用する建築物で耐震化されている棟数/多数が利用する建築物棟数

公共建築物の内、新耐震以前の市有建築物については、P 3 3 参照